　　　　　 遺 産 分 割 協 議 書

被相続人朝日太郎（平成２９年１月２３日死亡　住所武蔵野市南北町４丁目８番地）の遺産については、同人の相続人の全員において分割協議を行った結果、各相続人がそれぞれ次のとおり遺産を分割し、取得することに決定した。

一 相続人朝日花子が取得する財産

(1) 武蔵野市南北町四丁目八番

宅地 参百弐拾八平方メートル

(2) 右同所同番地 家屋番号八番

木造瓦葺平屋建 居宅 床面積九拾九平方メートル

(3) 右居宅内にある家財一式

(4) ○○電力株式会社の株式 壱千株

(5) 株式会社○○製作所の株式 壱千五百株

(6) …………………………………

ニ 相続人朝日一郎が取得する財産

(1) 株式会社朝日商店の株式 四万五千株

(2) ○○銀行○○支店の被相続人朝日太郎名義の定期預金

壱口 八百万円

(3) …………………………………

三 相続人朝日次郎が取得する財産

(1) 株式会社朝日商店の株式 四万株

(2) ○○信託銀行○○支店の被相続人朝日太郎名義の定期

(3) 洋画○○作「風景」ほか四点

(4) …………………………………

四 相続人夏野春子が取得する財産

(1) 国分寺市東西町五丁目六番 宅地 八拾九平方メートル

(2) ○○社債 券面額 六百万円

(3) 現金 七拾万円

(4) …………………………………

五 相続人朝日一郎は、被相続人朝日太郎の次の債務を継承する

○○銀行○○支店からの借入金

右のとおり相続人全員による遺産分割の協議が成立したので、 これを証するための本書を作成し、左に各自署名押印する。

平成二十九年五月六日

武蔵野市南北町四丁目八番地

相続人 朝 日 花 子 印

武蔵野市南北町四丁目八番地

相続人 朝 日 一 郎 印

武蔵野市南北町四丁目八番地

相続人 朝 日 次 郎 印

三鷹市上下弐丁目五番地

朝日次郎の特別代理人 山 野 太 郎 印

国分寺市東西町五丁目六番地

相続人 夏 野 春 子 印